

中標津町学校給食衛生安全委員会の公募委員の選考方法及び選考基準

中標津町学校給食衛生安全委員会の公募委員の選任に関する規程第6条第1項に規定する「別に定める選考基準」については、以下の基準によるものとする。

1 選考の方法

委員を希望する町民等に応募要領に基づき応募していただき、応募者の中から、以下の基準により選考する。

2 選考基準

(1) 応募者について、次の基準を全て満たしていること。

- ① 満年齢20歳以上の者であること。
- ② 町内に住所を有する者又は町内で働き、学ぶ者
- ③ 高校生、議員又は常勤の町職員でないこと。
- ④ 町の他の審議会・懇話会等の委員を2以上兼ねていないこと。

(2) 公募委員の構成に関して配慮すべき事項

- ① 男女の比率は、会議全体で同数とすることが望ましいが、女性委員数は全体の概ね2割程度を目標とすること。
- ② 年齢・職業、学校給食衛生安全委員会における検討内容とのバランス
- ③ 食品衛生に関する活動の有無及びその分野のバランス
- ④ 「応募の動機」の記載内容と会議の設置目的とのバランスを考慮する。